

令和4年度 天童市介護職員宿舎借上げ支援事業のお知らせ

天童市内の介護施設で介護業務に従事させるために市外から職員を雇用し、事業者が市内の宿舎を借り上げてその職員を住ませた場合、宿舎借上げにかかる費用の一部を天童市が補助します。

1 対象施設

天童市内にある次の施設

居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業を行うために事業者が設置した施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

2 対象者

次のすべてを満たす必要があります。

- (1) 対象施設において介護業務に従事する職員を令和4年4月1日以降に採用していること（直接雇用のみで派遣労働は含みません。）。
- (2) 当該職員を雇用するために、市内に宿舎を借り上げていること（事業者やその代表者、役員等が所有者であるものは除く。）。
- (3) 当該職員が天童市外から上記の宿舎に移り住んでいること。
- (4) 同居人を含めて宿舎に関する住宅手当等を受給していないこと。
- (5) 市税等を滞納していない事業者であること。

3 補助額

宿舎の賃借料の 2分の1（1か月あたり27,000円上限）

※賃借料には共益費を含みますが、敷金・礼金・駐車場代等は含みません。賃借料は事業者が大家に支払う必要があります。

※他の機関等からの補助金がある場合や当該職員から賃借料（寮費等を含む。）の一部を徴収している場合は、それらを除いた額が計算の基礎となります。

例①家賃5万円の場合
→補助額は2万5千円

例②家賃6万円の場合
→補助額は2万7千円（上限）

例③家賃5万円で職員から2万円を徴収している場合
→補助額は1万5千円

例④家賃8万円で職員から2万円を徴収している場合
→補助額は2万7千円（上限）

4 交付申請

次の書類すべての提出が必要です。詳細は別紙「提出書類」を御覧ください。各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 補助金交付申請書、添付様式
- (2) 雇用契約書の写し（勤務地、雇用期間等が確認できる書類）
- (3) 宿舍の賃貸借契約書の写し
- (4) 家賃の支払い状況が確認できる書類の写し（領収書等）
- (5) 市税の納税状況の閲覧に係る同意書
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (7) 他の機関等からの補助金がある場合、額が確認できる書類

5 申請から補助金交付までの流れ

- (1) 交付申請書類を市へ提出します。提出期限は令和5年2月28日（火）ですが、上期の賃貸借期間が含まれる場合、できるだけ上期の「請求書提出期限」まで間に合うよう、提出してください。
- (2) 申請書類を審査し、補助金交付の可否を申請者に通知します。
- (3) 交付可能な場合、市から請求書を送付します。提出期限までに必要書類とあわせて請求書を市に提出します。

	対象の賃貸借期間	請求書提出期限	振込予定
上期	令和4年4月から9月まで	令和4年10月7日（金）	請求書提出から1か月以内
下期	令和4年10月から令和5年3月まで	令和5年4月7日（金）	

6 実績報告

補助金交付後、市へ実績報告書の提出が必要です。下期の交付がある場合、請求書とあわせて提出します。

補助制度利用の御希望がある場合、
取り急ぎ電話での御連絡をお願いします。

申請書提出
お問い合わせ

天童市 健康福祉部 保険給付課 介護給付係
〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号
電話：023-654-1111（内線757）
メール：hokenkyufu@city.tendo.yamagata.jp